

# 備中地域みらいづくり支援事業審査委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、有識者等からなる審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 備中県民局（以下「県民局」という。）が実施する備中地域みらいづくり支援事業に対する助言等
- (2) 備中地域みらいづくり支援事業に係る審査及び評価に関すること
- (3) その他備中地域みらいづくり支援事業推進のために必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、NPO関係者、行政関係者等のうちから、岡山県備中県民局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に、その構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会議の議長は、委員長をもって充てる。

## (秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (報酬)

第7条 委員に支給する報酬の額は、別に定める。

## (費用弁償)

第8条 委員が招集に応じたとき又はその職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とし、その額は、一般職の職員の旅費の例により算出する。

## (庶務)

第9条 委員会の事務局は、県民局地域政策部地域づくり推進課に置く。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

- この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。